

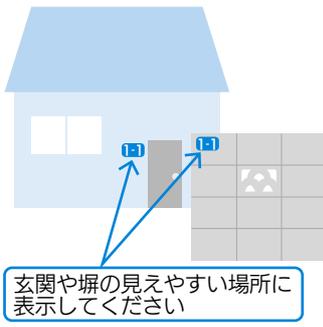
健康支援課 TEL(32)6407



住居番号表示板の表示のお願い

住居番号表示板は、住居表示が実施されている地区の建物の住所を表すプレートで、住居番号の表示義務は法律や条例で定められています。住居番号を表示することで建物の住所が分かりやすくなります。住民課で無料で配布していますので、ご協力ください

住民課 TEL(32)6301



国民年金からのお知らせ

7月1日(金)から、平成28年度国民年金保険料の免除・納付

健康

暮らし

福祉

相談

催し・講座

スポーツ

美術博物館展示室の貸出希望者の募集

美術博物館 TEL(35)2550

貸出期間 平成29年3月29日(水)～4月11日(火)
 展示室の使用単位 1グループ水曜～火曜(月曜休館)の6日以内
 貸出展示室および使用料(1日につき)

	入場料などが無料か 1,000円未満	入場料などが1,000円以上	空調設備を使用
第1展示室 (150.51㎡)	4,600円	5,500円	1,700円
第2展示室 (176.54㎡)	5,400円	6,500円	1,900円
第3展示室 (80.26㎡)	2,500円	3,000円	900円

※使用料の2分の1に相当する暖房料が加算されます。展示室の準備および原状回復を行うことのみを使用する日の使用料および暖房料は、減免申請により2分の1となります

貸出基準 ●絵画、彫塑、工芸、書、写真などの美術に関する展覧会 ●国・道など(館の共催を含む)が主催する展覧会 ●全道規模の巡回展・公募展で公共性が高く、多くの市民に質の高い鑑賞機会を提供し、文化振興に寄与し得る展覧会 ●市内で活動実績のある団体、グループが主催する展覧会 ●学校教育の一環として開催する展覧会 ●その他館長が認める企業、美術団体、グループ、個人が主催する展覧会

美術博物館 (HPからダウンロード可) で配布の申込書を7月1日(金)～8月31日(火)に直接

猶予の申請を受け付けます
 ※継続審査の手続きをしてい
 る方は必要ありません
 ■国民年金保険料免除

●本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の方
 ●風水害、失業などで保険料納付が困難な方
 免除額 全額、4分の3、半額、4分の1のいずれか

■国民年金保険料納付猶予
 対 50歳未満で本人、配偶者の前年所得が一定額以下の方
 ※所得の高い世帯主(親など)と同居している場合も対象
 ………………

必要書類 年金手帳、印鑑、平成26年12月31日以降に離職した方は、離職票または雇用保険受給資格者証など

申請国保課 TEL(32)6429
 勇払出張所 TEL(56)0003
 のぞみ出張所 TEL(67)0464

情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況

平成27年度の利用状況についてお知らせします
 ■情報公開制度
 開示請求、27件。決定内容、開示26件(一部開示15件を含む)

■個人情報保護制度
 自己に関する個人情報の開示請求、69件。決定内容、開示67件(一部開示9件を含む)。文書不存在2件。個人情報保護条例第9条第1項の規定による個人情報の目的外利用6千627件。個人情報保護条例第9条第1項の規定による個人情報の外部提供、4万9千424件。不服申し立てなし

詳 法務文書課 TEL(32)6176

広告